

# 激突無理心中 後輪が残した死の間際の軌跡

難解な交通事故の真相に、独自の緻密な手法で迫る交通事故鑑定人、

駒沢幹也氏(セセ)の事件簿からの新シリーズ。第一話は、「無理心中」から幕が開く。激突自損事故。男は死んだ。生き残った女性が、証言を変えた。「あれは事故だった」と。「真実」はどうあるのか――。

「痛い、痛い……」

暗闇の中、つぶれた乗用車の下から

苦しそうな女性の声が聞こえる。

「ここだ、前輪の下に足をはさまれて  
るぞ!」

事故現場に駆けつけた救急隊員は、

急いで車の前部を持ち上げ、その女性

を引き出した。

衝突はかなりの勢いだつたりし。

ボンネットは内側にめりこみ、運転席

にはパーツが、原形をとどめないほど

に散乱している。エンジンルームはま

だ熱を持ち、流れ出したオイルが路面

に広がり、黒く光っていた。

運転席の男性は、ピクリとも動かない

い。血が顔を覆っている。間もなくレ

スキューも到着し、後ろのドアからな

んとか彼の体を抜き出したが、息はす

でになかった。

助け出された女性は、すぐに病院に

運ばれた。現場で死亡が確認された男

性は、そのまま警察に引き渡されるこ

ととなつた。

「名前は?」

女性は病院へ向かう途中、救急隊員

の呼びかけに、震えてはいるが、はつ

きりとした口調で答えた。

「柴田ゆり子」

「いったいどうしたの、どんな事故だ

ったの?」

「あの……私が『つきあうのやめよ

う』って言つたら、彼が『おれと一緒に

死んでくれ』って、急にハンドルを

切つたの」

メモを取つていた救急隊員の手が、

一瞬、止まった。

「一緒に死んでくれ、そう言われたん

だね」

彼女はうなずいた。

翌日の新聞には大きな見出しがおど  
つていた。

「車で無理心中、男死に女重傷」

「無理心中? トンネル壁に激突 男

性は死ぬ」

「失恋・死の清算」

「重激突・自殺」

それぞれの記事をまとめると、さう

と以下のよろんな感じである。

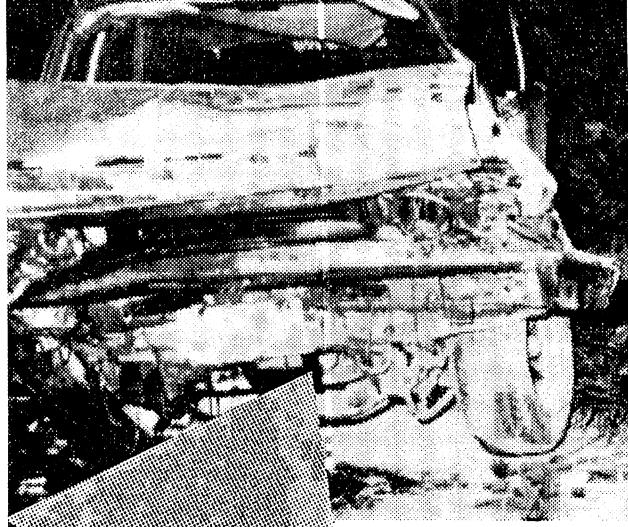
「午前二時ごろ、国道トンネル入り口  
の壁に、近くに住む会社員・石黒一郎  
さん(二〇)運転の乗用車が激突。石黒さ  
んは頭蓋骨骨折で即死、助手席に乗つ  
ていた専門学校生・柴田ゆり子さん

# 続々交通事故事件簿1 バスの



「うん、だれもが、そう考えていた。  
じこぶがだ……」

駒沢氏は語り始めた。



## 柳原二佳

「事故から約半年たったころ、亡くなつた青年の両親は、息子が自動車保険をかけていた保険会社に、自損事故保険金と搭乗者傷害保険金、計二千四百万円を請求する訴訟を起こした……」

自殺なら、自動車保険から本人への保険金は出ない。

「そう。しかし遺族は、『この事故は運転ミスによるもの。自殺ではなかつた』と主張し始めたんだ」

「そんな……。大けがをした女性の証言は、いつたいどうなるんですか」

「それ思うのも無理はないけれど、その当人が証言を変えてきたんだ。助手席に乘っていた柴田ゆり子は、救急隊員に話したことはもちろん、事故の前後のこともまったく覚えていないという。しかも、二人の間に別れ話が出でたこともある。さまざまな角度から撮られた写真を手に取りながら、私はふとそ

の結果、事故車は時速七四キロほどで四五度の急傾斜の土手を駆け上がり、時速六六キロでトンネル入り口のコ

的に争うことにして、交通事故に詳しいA弁護士に事件の処理を委任した。そのA氏の依頼で、駒沢氏もこの事故にかかることになった。

◇  
「これが事故直後の写真だ」  
駒沢幹也氏は、大きく引き伸ばされた数枚のカラー写真を机の上に広げ

(一)は、車から投げ出され大腿骨と胸の骨を折る重傷を負つた。

警察の調べによると、二人は三ヶ月前から交際していたが、最近になって別れ話が出ていたらしい。ドライブ中、「死んでやる」などと口走り、突然、車のハンドルを左に切り、車を路肩の急斜面に駆け上がらせ、トンネルの壁に激突させた。警察は、石黒さんが発作的に無理心中を図つたとみていく

た。

トンネルの入り口に、大破した乗用車が止まっている。

すぐ横には、草の生い茂った急な土手があり、その下方に白いシートをかけられて、遺体が横たわっていた。

裸足の細い足が、シートの端から少しはみ出している。

たった十八年の人生を、このようなかたちで終えた青年……。家族はどん

な思いで、警察からの第一報を受けたのだろう。さまざまな角度から撮られ

た写真を手に取りながら、私はふとそ

んなことを考えていた。

「無理心中ですか……」

石黒一郎さんの遺族から死亡保険金を請求された保険会社は、裁判で全面

## 残されたタイヤ痕は ただ一本だけだった

鑑定書と付属の図集では、何ページにもわたってキズの細かい写真とともに、衝突態様の分析が行われ、さあざまな計算式によって衝突時の車の速度が導き出されていた。

その結果、事故車は時速七四キロほどで四五度の急傾斜の土手を駆け上がり、時速六六キロでトンネル入り口のコ

ンクリート壁に激突。その衝撃でボンネット部が押しつぶされ、斜面に沿つて右に一回転しながら転落、ルーフなどを損傷して路肩付近に着地したことわかった。

「事故車にはトンネルの壁面に衝突したときの損傷と、衝突後の転落によつてできた損傷の二種類があつたということですか」

「そういうことだ。衝突のときの車の速度を求めるためには、転落のときにできたキズを除外して計算しなければならなかつた」

次に行われたのは、路面に残された

タイヤ痕の鑑定である。

材料は事故直後の写真だけで、かつて十分とはいえたかった。しかし見取り図(図1)にもあるように、現場には四十・六㍍にわたるタイヤ痕が、一本だけ残されていた。

「事故車は自分の車線を走行していた

「そういうことだ。衝突のときの車の速度を求めるためには、転落のときにできたキズを除外して計算しなければならなかつた」

次に行われたのは、路面に残された

と思われるが、まずハンドルを右に切

つて車首を対向車線側に向け、その後左に切り直して左カーブの曲線に乗つている。この線を描くには、少なくとも一回の急激なハンドル操作が必要なんだ。居眠りなどで運転操作についている。速度が大きくなるほど回転半径も大きくなる。そして、たとえば左にハンドルを切つていれば車体は外側に大きく右に傾き、右の車輪に負荷がかかる

いる。速度が大きくなるほど回転半径も大きくなる。そして、たとえば左にハンドルを切つていれば車体は外側に大きく右に傾き、右の車輪に負荷がかかる

いる。速度が大きくなるほど回転半径も大きくなる。そして、たとえば左にハンドルを切つていれば車体は外側に大きく右に傾き、右の車輪に負荷がかかる

いる。速度が大きくなるほど回転半径も大きくなる。そして、たとえば左にハンドルを切つていれば車体は外側に大きく右に傾き、右の車輪に負荷がかかる

かかる

「だから、四輪車なのに、現場に残されたタイヤ痕は一本だけだった……」

## 遺族側代理人として動いた「不可解な男」

「われにタイヤ痕を細かく観察する」と、それは進行方向への『ひきずり痕』ではなく、進行方向を横切る方向の縞目の『ころがり痕』だった

タイヤ痕には大別して「ひきずり痕」と「ころがり痕」の二種類がある。「ひきずり痕」は、タイヤが回転を止めた状態で路面を引きずるときにできるもので、「ころがり痕」は、横滑りなどを伴つたときに横滑りの成分だけが連續して痕跡を残すものである

（39頁図2参照）。

「いいかい？ 現場に『ひきずり痕』

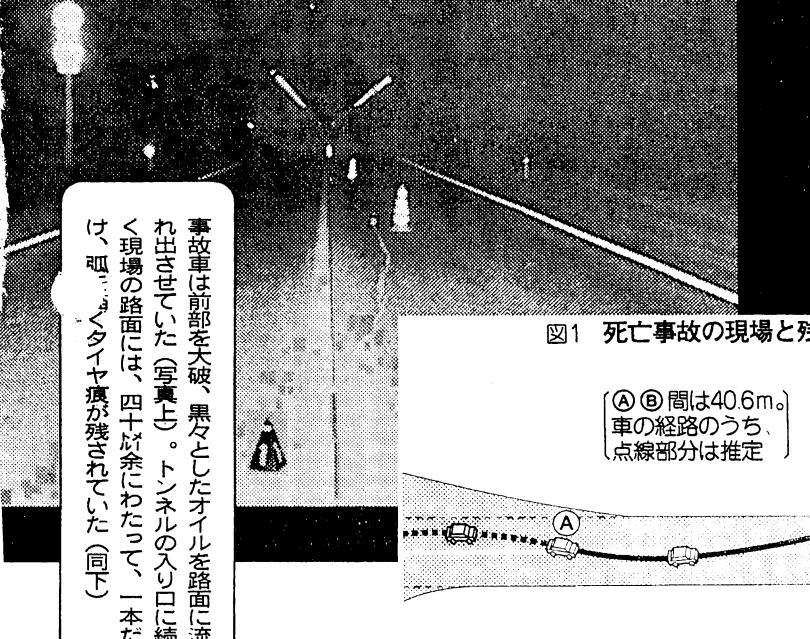
駒沢氏の鑑定書は、次のような言葉で締めくくられていた。

「衝突の直前、ハンドルは少なくとも二回操作され、タイヤはかなりのきしみ音をさせたはずである。推定される速度などからすれば、運転者には危険回避のために必要な時間が残されていなかった。にもかかわらず、運転者は切り戻しの操作をまったく行わず、左切りのまま土手に駆け上がっている。『故意』か『過失』かは別として、事後に残された事実からは、回避措置の形跡を見いだすことはできない。

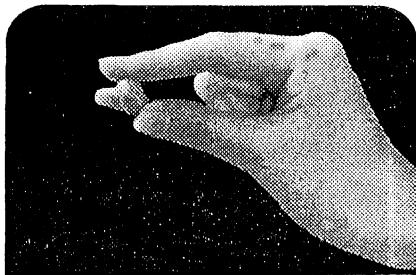
事故車は前部を天破、黒々としたオイルを路面に流れさせていた（写真上）。トンネルの入り口に続く現場の路面には、四十㍍余にわたって、一本だけ、幅一㍍のタイヤ痕が残されていた（同下）



図1 死亡事故の現場と残された痕跡



# 補聴器



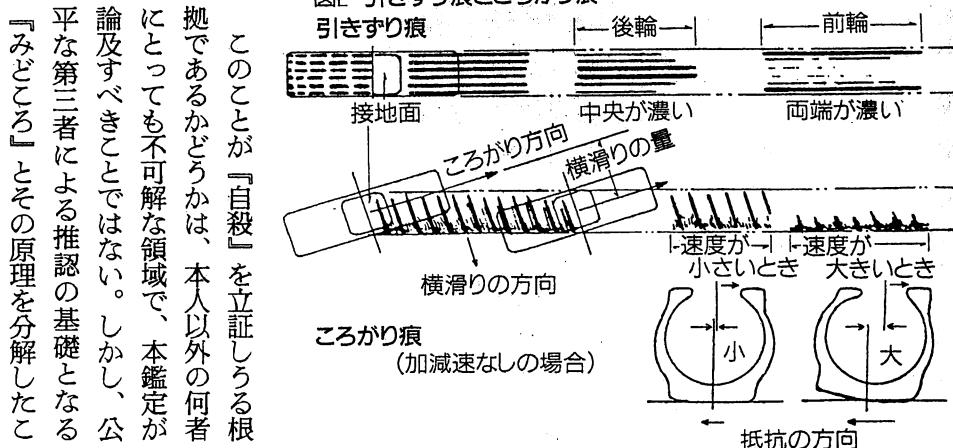
お耳の中に隠れて目立たない  
オーダーメイド耳穴形補聴器が好評。  
(耳かけ形・ポケット形も各種あり。)

## 理研産業株式会社 補聴器センター

**東京支店** 東京都千代田区銀座町2-3  
☎(03)3252-1558  
**川崎店** 川崎駅・川崎B E 6階  
☎(044)211-8533  
**藤沢店** 藤沢駅前・コスタ7階  
☎(0466)26-6155  
**大阪支店** 大阪市中央区常盤町2-1  
☎(06)947-5107  
**梅田店** 大阪駅前・第一生命ビル地下1階  
☎(06)342-5123  
**天王寺店** 天王寺駅・ステーションプラザ3階  
☎(06) 775-8388

**名古屋店** 名古屋市中区大須4-10-20  
☎(052)261-3511  
**名駅店** 名古屋駅前・メルサ6階  
☎(052)581-0220  
**栄店** 名古屋市中区・栄地下街  
☎(052)961-1433  
**豊橋西武店** 西武百貨店B館4階  
☎(0532)54-5779  
**静岡支店** 静岡市駿河区3-18-25  
☎(054)246-2311  
**沼津店** 沼津市大手町3-3-15  
☎(0559)63-7233

**津支店** 津市栄町2-479  
☎(0592)28-3117  
**四日市店** 中部近鉄百貨店地階  
☎(0593)54-6480  
**岐阜支店** 岐阜市金宝町2-3  
☎(058)264-3846  
**岐阜メルサ店** 岐阜メルサ6階  
☎(058)266-3197  
**大垣駅店** 大垣駅・アピオ4階  
☎(0584)75-6192  
**金沢支店** 金沢市高岡町1の35  
☎(0762)62-2531  
**金沢駅前店** 金沢駅前・都ホテル地下1階  
☎(0762)65-7240  
**福井店** 福井駅前・ニューマルゼン2階  
☎(0776)22-4754  
**富山店** 富山駅・マリエとやま5階  
☎(0764)45-4660



「これが『自殺』を立証しうる根拠であるかどうかは、本人以外の何者にとっても不可解な領域で、本鑑定が

このことが『自殺』を立証しうる根拠であるから、本人以外の何者にとっても不可解な領域で、本鑑定が

論及すべきことではない。しかし、公

平な第三者による推認の基礎となる

『みどり』とその原理を分解したこ

「鑑定結果はもちろんですが、裁判官

が現場を検証したこともかなり効果があつたと思います。実際に行ってみると四五度という傾斜は、サークルでも

なければ車では通れない、ものすごい

傾斜なのです。

それからもうひとつ……この裁判には、遺族側に不可解な代理人が関与していたという事実もありました

原告でもなく、弁護士でもない代理人が、このように他人の裁判で奔走することはまれだ。子供を亡くした親の心の空白につけこんで、事実を曲げて

それでも、ひともうけしようとする人間

駒沢氏はいつになく複雑な表情を浮かべながら、そう語った。(つづく)

(本文中の登場人物は仮名です)

とにより、本鑑定はその責を果たし得たものと考える」

一審が始まったのは、一九八六年十二月。その過程では、証人尋問だけでなく、裁判官立ち会いでの現場検証も行われた。そして、八八年一月、判決。原告である遺族の訴えは全面的に棄却された。遺族は控訴したが、翌年一月に出された判決も、一審と同じ内容だった。そして判決は確定した。

A弁護士は振り返る。

「鑑定結果はもちろんですが、裁判官が現場を検証したこともかなり効果があつたと思います。実際に行ってみると四五度という傾斜は、サークルでも

なければ車では通れない、ものすごい傾斜なのです。

裁判が起きた前にも、『あの事故は自殺ではなかつた』と共に済運にかけ合はれました

い、三千万円の保険金を無理やり支払わせていたのです」

原告でもなく、弁護士でもない代理人が、このように他人の裁判で奔走することはまれだ。子供を亡くした親の心の空白につけこんで、事実を曲げて

それでも、ひともうけしようとする人間

駒沢氏はいつになく複雑な表情を浮かべながら、そう語った。(つづく)

(本文中の登場人物は仮名です)

「弁護士ではなく?」

「そうです。保険代理業を営んでいるというその男は、事故直後から遺族に代わって、いつきの請求手続きを行ない、保険会社には、「石黒君の死亡」保険金を自分の口座に入金せよという指示までしていたのです。入院中の柴田ゆり子にも面会謝絶のうちから頻繁に会

いに行ついたということです。これは推測ですが、たぶん、口止め工作をしていたのでしょう。この男は、この裁判が起きた前にも、『あの事故は自殺ではなかつた』と共に済運にかけ合はれました

い、三千万円の保険金を無理やり支払わせていたのです」

原告でもなく、弁護士でもない代理人が、このように他人の裁判で奔走することはまれだ。子供を亡くした親の心の空白につけこんで、事実を曲げて

それでも、ひともうけしようとする人間

駒沢氏はいつになく複雑な表情を浮かべながら、そう語った。(つづく)

(本文中の登場人物は仮名です)

がいるのだろうか……。

「故意」か「過失」か、それは自動車保険の世界において「無責」か「有責」かを左右する重大な分かれ目だ。生命保険でも契約後まもない時期の自殺については、ほとんど支払いの対象にはならないという。